

緊急事態措置に係る「第5期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」
(4/25～5/31)に関して FAQ

令和3年8月11日時点

■緊急事態措置における要請

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	緊急事態措置における要請の詳細を教えてください。	要請内容に関する詳細は、府HP「緊急事態措置（令和3年4月25日から5月11日まで）について」 (https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kinkyuzitai-20210425/kinkyuzitai-20210425.html) 及び「緊急事態措置（令和3年5月12日から5月31日まで）について」 (https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kinkyuzitai-20210425/kinkyuzitai-20210512.html) 及び「緊急事態措置（令和3年6月1日から6月20日まで）について」 (https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kinkyuzitai-20210425/kinkyuzitai-20210601.html) または大阪府の緊急事態措置コールセンター（06-7178-1398）へお問い合わせください。	6/7	
2	自分の店舗が緊急事態措置における要請の対象施設かどうか教えてください。	個別の店舗について要請の対象施設に該当するかにつきましては、大阪府の緊急事態措置コールセンター（06-7178-1398）へお問い合わせください。	6/7	

■第5期協力金の支給要件について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	対象区域を教えてください。	大阪府内全域です。	6/7	
2	対象施設を教えてください。	対象区域内の飲食店・遊興施設・結婚式場のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。 ※飲食提供を行っている店舗が対象です。 ※宅配・テイクアウトサービスは除きます。	6/7	
3	大企業でも対象になりますか。	対象になります。法人の規模は問いません。	6/7	
4	NPO法人等のその他の法人は協力金の対象になりますか。	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、NPO法人等も対象となります。	6/7	
5	みなし大企業とはなんですか。	租税特別措置法施行令第27条の4第21項に規定される以下のいずれかに該当する企業です。 ・発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人 ・発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を複数の大規模法人に所有されている法人 【大規模法人とは】 ・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人 ・大法人（注）の100%子法人 ・100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人 （注）大法人 ・資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人 ・相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人 等	6/7	
6	大阪府内に対象施設を2店舗（複数店舗）有している場合は、店舗ごとに支給されますか。	店舗単位で対象（2店舗分支給対象）になります。支給する店舗数に上限はありません。	6/7	
7	府外に本社がある場合でも、大阪府内に店舗があれば協力金の対象になりますか。	大阪府内に店舗があって、要件を満たしている場合は対象になります。	6/7	
8	協力金の対象となる要請内容について、教えてください。	要請内容は以下の2点です。 ①通常午後8時を超えて営業する施設において、酒類の提供（令和3年5月12日からは、利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）及びカラオケ設備の提供をしないで※、午後8時までの間に営業時間を短縮又は休業すること。 ※通常酒類又はカラオケ設備の提供をしない場合を含む。 ②通常午後8時までの営業時間で酒類の提供（令和3年5月12日からは、利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含む）又はカラオケ設備を提供する施設において、休業すること。	6/7	
9	営業時間短縮の要請対象の店舗が、要請期間中ずっと休業した場合は、協力金の対象になりますか。	休業した場合も協力金の対象になります。	6/7	
10	第1期（令和3年1月14日（又は1月18日）から2月7日まで）、第2期（令和3年2月8日から2月28日まで）、第3期（令和3年3月1日から4月4日（又は3月21日））、第4期（令和3年4月5日（又は4月1日）から4月24日）の営業時間短縮の要請は遵守していませんでした。今回（令和3年4月25日から5月31日）の要請を遵守した場合、協力金を申請できますか。	令和3年4月25日から5月31日の要請期間のみ要請にご協力いただいた場合であっても、要件を満たしていれば、今回の協力金の対象になります。 なお、令和3年4月25日（日）から5月11日（火）の期間のみ、又は令和3年5月12日（水）から5月31日（月）の期間のみ要請を遵守した場合も対象になります。	6/7	
11	要請期間中の全ての期間において協力していないと対象になりませんか。	①4月25日から5月31日までの全ての期間（37日間） ②4月25日から5月11日までの期間（17日間） ③5月12日から5月31日までの期間（20日間） のいずれかの期間において協力いただいた場合対象となります。ただし、協力金の支給総額は協力いただいた期間の日数によって異なります。	6/7	
12	要請対象の店舗が、午後8時を超えてデリバリー（あるいはテイクアウト）の提供を行った場合、協力金の対象になりますか。	要請を遵守して飲食スペースの営業時間を短縮または休業した店舗が、午後8時を超えてデリバリー（あるいはテイクアウト）の提供を行った場合も協力金の対象になります。	6/7	6/15
13	要請期間中に閉店してしまった場合でも協力金の対象になりますか。	対象となります。その場合、閉店日までの間、営業実態があり営業時間短縮（休業を含む）又は酒類やカラオケ設備の提供をしないという要請に従っていることが要件となります。	6/7	
14	要請期間中に新規開店した場合でも、協力金の対象になりますか。	対象となります。ただし、令和3年4月26日から5月31日までの間に開店した場合は、開店日から令和3年8月19日までの全ての期間に店舗の営業実態があり、かつ当該期間において一定期間飲食店営業に係る売上があることが要件となります。また、営業実態の確認のために電話による確認のほか現地調査を行うことがあります。なお、申請時に店舗としての実績を証明する書類が揃っていない場合は、提出いただいた後に支給決定を行います。	6/7	
15	1つの店舗を複数人で共同経営している場合、支給要件を満たせば共同経営者それぞれに協力金は支給されますか。	本協力金は1つの店舗に対して1事業者にのみ支給されます。 トラブル防止のため、どの事業者が申請するか、相談の上申請してください。営業許可証の名義と申請者が異なる場合には、申請者と名義人連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を作成し、提出してください。	6/7	
16	業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが協力金の支給対象となりますか。	本協力金は1つの店舗に対して1事業者にのみ支給されます。 トラブル防止のため、委託者と受託者（例：店長とオーナー）のどちらが申請するか、相談の上申請してください。営業許可証の名義と申請者が異なる場合には、申請者と名義人連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を作成し、提出してください。	6/7	
17	申請後、申請者（個人事業主）が死亡した場合はどうなりますか。	協力金の支給対象者は申請者の相続人となります。この場合通常の手続きとは異なりますので、府HP（ https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyouryokukin_portal/souzokuninsikyuu.html ）をご確認いただくか、大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンター（06-7166-9987）までお問い合わせください。	6/7	7/2

■第5期協力金の対象店舗について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	協力金の対象外である宅配・テイクアウトサービスはどのようなものですか。	以下のものとなります。 ・惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗 ・ケータリングなどのデリバリー専門の店舗 ・スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース（フードコートを除く） ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー ・飲食スペースを有さないキッチンカーや露店	6/7	
2	インターネットカフェ、マンガ喫茶は第5期協力金の対象店舗ですか。	宿泊を目的とする利用が相当程度見込まれる施設でもあることから、要請の対象外です。よって、協力金の対象外になります。	6/7	
3	ライブハウスは第5期協力金の対象店舗ですか。	ライブハウスのうち食品衛生法の飲食店営業の許可又は喫茶店営業の許可を受け、飲食の提供を行ってれば特措法に基づく要請の対象ですので、協力金の対象になります。	6/7	
4	飲食店営業許可を受けておらず、酒類販売のみの立ち飲み屋も営業している酒屋は第5期協力金の対象店舗ですか。	食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行う飲食店ではないため、特措法に基づく要請の対象外です。よって、協力金の対象外です。	6/7	
5	飲食店営業許可を受けておらず、ケータリングのみの結婚式場は第5期協力金の対象店舗ですか。	食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行う飲食店ではないため、特措法に基づく要請の対象外です。よって、協力金の対象外です。	6/7	

■第5期協力金の支給額について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	売上高には消費税、地方消費税は含まれますか。	売上高には消費税・地方消費税は含まれません。協力金の支給単価（1日当たりの支給額）を算定する際は、税抜きで計算してください。	6/7	
2	売上高方式と売上高減少額方式がありますが、どちらを選択してもいいのですか。	中小企業、個人事業主及びその他法人の場合、売上高方式と売上高減少額方式のいずれかを選択できます。大企業及びみなし大企業の場合は売上高減少額方式のみとなります。	6/7	
3	確定申告では複数事業・複数店舗で計上していますが、全ての事業の売上で1日当たりの売上額を計算するのですか。	申請店舗の飲食部門の売上を元に1日当たりの売上高を計算いただきます。	6/7	
4	店舗では飲食以外の売上がありますが、飲食部門と密接不可分なため売上を分けることができません。どうしたらいいのですか。	協力金支給額の計算対象になるものは、飲食部門の売上のみです。しかしながら、飲食物の提供に付随する小規模のものである場合等は、飲食部門の売上として計上しても構いません。但し、同じ店舗内で明らかに独立して成立する場合は除外する必要があります。	6/7	
5	1日当たりの売上高（消費税及び地方消費税を除く）を算定する参照月を令和2年5月とするか、令和元年5月とするかは申請者が選択していいのですか。※参照月とは、売上高算定の基準となる月のことをさします。	申請者が選択することができます。	6/7	
6	1日当たりの売上高はどうやって算定するのですか。	参照月（令和2年5月又は令和元年5月）の申請店舗の飲食部門の売上を31日で割って計算してください（1円未満は切上げ）。なお、1日当たりの売上高については、募集要項のP5～P7をご確認の上、該当の算定シートで計算して下さい。（算定シートは必ず提出してください。）	6/7	
7	5月単月の売上高が算定しがたい場合はどうしたらいいのですか。	5月単月の売上高が確定できない場合は年間（年度）の売上高に基づき、協力金の支給単価（1日当たりの支給額）を算定することも可能です。なお、支給単価等については、募集要項のP5～P7をご確認の上、該当の算定シートで計算して下さい。（算定シートは必ず提出してください。）	6/7	
8	令和2年6月1日に開店しました。令和2年5月の売上がありません。この場合、どうやって1日当たりの売上高を計算するのですか。	開店日から令和3年4月30日までの間の「任意で選択した月（単月）」の売上高を当該月の日数で割り、1日当たりの売上高を算定してください。	6/7	
9	合併・法人成り・事業承継等により、前年又は前々年の事業者が異なっている場合には、どうやって1日当たりの売上高や売上高減少額を計算するのですか。	合併・法人成り・事業承継で、事業の継続性があると認められる場合は、過去の売上高を基準に1日当たりの売上高や売上高減少額を算出し、それに基づき支給額を算定することができます。詳細は募集要項P9、P10をご覧ください。	6/7	
10	定休日にも協力金は支給されますか。	定休日にも支給対象となります。	6/7	
11	飲食部門の売上高にデリバリー（あるいはテイクアウト）の売上高を含みますか。	デリバリー（あるいはテイクアウト）の売上高は算定基準に含まれません。店内の飲食スペースにおいて提供を行った飲食部門の売上高を算定してください。	6/15	

■営業時間の短縮について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	通常の営業時間が午後8時より後の飲食店（酒類又はカラオケ設備提供あり）が酒類及びカラオケ設備の提供を止めて午後8時までに時短をした場合には、協力金の支給対象になりますか。また、休業した場合でも対象になりますか。	酒類及びカラオケ設備の提供を自粛した上で、要請に応じていただいているため、協力金の支給対象になります。また、休業していただいても対象になります。	6/7	
2	通常の営業時間が午後8時までの飲食店（酒類又はカラオケ設備提供あり）が酒類及びカラオケ設備の提供を止めて午後6時までに時短した場合、協力金の支給対象になりますか。また、休業した場合は対象になりますか。	協力金の対象にはなりません。なお、休業していただいた場合は対象になります。	6/7	
3	通常の営業時間が午後8時より後の飲食店（酒類又はカラオケ設備提供なし）が午後8時までに営業時間短縮をした場合には協力金の支給対象になりますか。また、休業した場合でも対象になりますか。	要請に応じていただいているため、協力金の支給対象になります。また、休業していただいても対象になります。	6/7	
4	通常の営業時間が午後8時までの飲食店（酒類又はカラオケ設備提供なし）が休業をした場合には、協力金の支給対象になりますか。	通常の営業時間が午後8時までの時間内に収まっている店舗（酒類又はカラオケ設備提供なし）が休業した場合は、協力金の支給対象にはなりません。	6/7	
5	飲食の提供を午後8時までとし午後8時30分まで営業していた場合、協力金の対象になりますか。	午後8時までに営業を終了していただく必要がありますので、協力金の対象にはなりません。	6/7	
6	通常、午後8時から翌午前4時までの営業ですが、午後4時から午後8時に営業時間を変更した場合、営業時間を短縮したことになりますか。	営業時間を短縮したことになります。	6/7	
7	酒類の提供は取り止めましたが、利用者による酒類の持込みは禁止しませんでした。この場合、協力金の対象になりますか。	5月12日以降に利用者による酒類の持込みを認めている場合は対象とはなりません。	6/7	

■感染拡大予防ガイドラインの遵守、感染防止宣言ステッカーの導入について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）はどこで確認できますか。	府HP「感染拡大防止に向けた取組み（府民の皆様へのお願い、イベントの開催、施設について等）」 (https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html) から業種別ガイドラインのリンク（掲載元：内閣官房ホームページ）で確認できます。	6/7	
2	「感染防止宣言ステッカー」を導入していないと、協力は支給されませんか。また、「感染防止宣言ステッカー」はどこで入手できますか。	協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止宣言ステッカー」を導入していただくことが必要です。 府HP「感染防止宣言ステッカーについて」 (https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/sengensticker/index.html) から施設情報を登録いただいたうえで入手できます。 またパソコンやスマートフォン等、インターネット環境をお持ちでない方に対して、大阪府で代行登録（平日午前10時から午後5時）を行っています。 詳細については、感染防止宣言ステッカーコールセンター（06-7178-1398）にお問い合わせください。	6/7	
3	4月25日から5月31日までずっと休業していた場合でも、4月25日に「感染防止宣言ステッカー」を導入する必要がありますか。	4月25日から5月31日まで全ての期間休業していた場合は、協力金の支給申請日、または6月1日以降の店舗の最初の営業日のいずれか早い日までにステッカーを導入していただく必要があります。 例）営業再開日：6月3日 支給申請日：6月1日 ⇒ 6月1日までに導入 営業再開日：6月3日 支給申請日：6月7日 ⇒ 6月3日までに導入	6/7	
4	4月25日から要請を遵守し、午後9時までの営業時間を午後8時までに短縮しました。「感染防止宣言ステッカー」を登録しましたが、掲示を忘れていた場合、協力金の対象になりますか。	ステッカーの導入とは、登録だけではなく、店舗に掲示していただくことが必要です。5月31日（全て休業していた場合の期限はNo. 3参照）までに登録及び掲示をしていない場合、要請を遵守していても協力金の対象になりません。	6/7	

■提出書類（全般）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	第1期～第4期で提出した書類は省略できますか。	「申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し」「申請者（法人の場合は法人名義）の振込先確認書類」「店舗名（屋号）がわかる店舗の外観写真」「大阪府『感染防止宣言ステッカー』を店舗に掲示している写真」「事業所得のわかる確定申告書の写し等」が省略可能です。 募集要項P13をご覧ください。 但し、売上高方式や売上高減少額方式を選択する場合は、令和2年5月又は令和元年5月の帳簿の提出が必要ですが、第4期（大阪市内）で同じ事業年度の確定申告書類の写しを提出している場合、本申請では省略することができます。募集要項P17、P18をご覧ください。	6/7	

■提出書類（飲食店営業許可証・喫茶店営業許可証）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	飲食店営業許可証等を紛失した場合はどうしたらいいですか。	再発行していただき、提出してください。 なお、「食品衛生法に基づく営業許可を受けていること」の証明書を受けている場合は、当該証明書を添付してください。（許可満了年月日の期限が経過していないものに限り） 但し、飲食店営業許可等を申請している申請書や申請証明証は受付できません。	6/7	
2	申請者と飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の名義が違います。申請できますか。	申請者と飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の名義は一致が原則です。何らかの事情で申請者と許可者の名義が異なる場合は、両者連名（自署）の「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」 (https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/yoshiki-5ki.html) を作成し、提出してください。ただし、申立書を提出していただいても、追加で資料の提出を求める場合や不支給となる場合もありますのでご了承ください。	6/7	
3	開業時に取得した飲食店営業許可が失効していることに気づき、新規で許可を取得しなおしました。この場合は協力金の支給対象になりますか。	本協力金の申請にあたっては、飲食店の営業許可証又は喫茶店の営業許可証の提出が必須です。有効期間が令和3年4月25日から（4月26日以降に開店した場合は、開店日から）5月31日まで（5月30日までに閉店した場合は閉店日まで）の全ての期間を含むものを提出していただく必要があります。 4月25日以降に新規で許可が得られ、営業実態があると認められる場合は、その時点から本協力金の支給対象とみなします。なお、この場合は紙申請となりますので、必要書類を揃えてレターパックライトで大阪府営業時間短縮協力金事務局（第5期）あて（宛先欄に「開店」と記載）に申請してください。	6/7	
4	営業の種類が、「飲食店営業」または「喫茶店営業」以外となっている許可証は提出できますか。	受付できません。飲食店の営業許可証又は喫茶店の営業許可証の提出が必須です。	6/7	

■提出書類（写真）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	外観写真を撮影するにあたり、留意する点がありますか。	店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真（店舗の実態が確認できるもの）となります。原則1枚の提出で構いませんが、不安な場合は、店舗名がはっきり見える写真1枚と店舗全体が写っている写真1枚、計2枚をご提出ください。 なお、大阪府営業時間短縮協力金（第1～4期）を申請している方は省略可能です。 ※募集要項P15をご覧ください。	6/7	
2	内観写真を撮影するにあたり、留意する点がありますか。	店内の設備（机、椅子、メニュー表、調味料や酒類等消耗品）等を整えていることが分かる写真を撮影してください。 これら飲食スペースが確認できないものは無効となります。 なお、大阪府営業時間短縮協力金（第1～4期）を申請している方は省略可能です。	6/7	
3	大阪府「感染防止宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真を撮影するにあたり、留意する点がありますか。	ステッカー番号が分かり、かつ店舗に掲示していることが分かる写真を撮影してください。原則1枚の提出で構いませんが、不安な場合は、ステッカー番号が確認できる写真1枚と店舗への掲示の状態が分かる写真1枚、計2枚をご提出ください。 なお、大阪府営業時間短縮協力金（第1～4期）を申請している方は省略可能です。 ※募集要項P15をご覧ください。	6/7	
4	要請に応じ、酒類やカラオケ設備の提供を取り止め、利用者による酒類の持ち込みも禁止していました。何を提出したらよいですか。	酒類やカラオケ設備を提供していないことをお知らせする張り紙の写真やHP画面等を提出してください。	6/7	
5	要請に応じ、酒類やカラオケ設備の提供を取り止め、利用者による酒類の持ち込みも禁止していましたが、口頭で説明していたため、写真がない場合はどうしたらよいですか。	オンライン申請の場合は、写真がない理由を入力フォームに記入してください。 郵送申請の場合は、写真がないこと理由書を提出してください。	6/7	

■提出書類（事業所得が分かる確定申告書類等）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	確定申告を行っていますが、控えを紛失してしまって提出できない場合は、どうしたらよいのでしょうか。	税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真、または事業所得の分かる最新年度の課税証明書又は納税証明書（その2）を提出してください。 （閲覧サービスについては、 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf を参照いただき、税務署でお手続きをしてください。） 募集要項P16をご覧ください。	6/7	
2	個人事業主で事業所得が38万円以下で、税務署から確定申告は必要ないと言われていました。どうしたらよいですか。	以下の書類の提出をお願いします。また、その場合、本協力金の支給額は一律の4万円となります。 ①税務署から確定申告は必要ないと言われていた旨の理由書 (https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/yoshiki-5ki.html) ②(a)(b)のいずれかの書類 (a)店舗所在地が記載されている3ヵ月以内の光熱水費の検針票、請求書、領収書のいずれかの写し (b)賃貸借契約書（転賃借契約書や業務委託契約書など）の写し又は発行3ヵ月以内の不動産登記簿謄本（建物）	6/7	
3	個人事業主で令和3年1月1日以降に開業、または法人において最初の事業年度を迎えていない場合はどうしたらよいのでしょうか。	個人事業主は、開業届の控えの提出をお願いします。法人は、法人設立設置届出書の控え又は発行3ヵ月以内の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の提出をお願いします。	6/7	
4	開業届の控えは必ず提出する必要がありますか。	令和3年1月1日以降に開業した場合のみ提出してください。令和2年12月31日以前の開業については、確定申告書類の写しを提出してください。	6/7	
5	開業届の控えを紛失等の理由で用意できない場合、他の書類で代用することは可能ですか。	営業実態を確認するために必要な書類です。所管の税務署にご相談ください。	6/7	

■提出書類（令和2年5月又は令和元年5月を含む確定申告書類の写し）について ※「売上高方式（4万円/日の申請を除く）」または「売上高減少額方式」の場合のみ提出が必要です。

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	令和2年5月又は令和元年5月を含む事業年度の確定申告書類の写しの提出は必須ですか。 【法人】法人税確定申告書別表一、法人事業概況説明書（両面） 【個人】確定申告書B第一表 ・青色申告の場合：青色申告決算書（両面） ・白色申告の場合：収支内訳書（両面）	売上高方式で支給単価（1日当たりの支給額）を4万円で申請される方を除いて提出は必須です。合わせて該当の「算定シート」も提出してください。 なお、第4期（大阪市内）で同じ事業年度の確定申告書類の写しを提出している場合、本申請では省略することができます。 募集要項P7、P13、P17、P18、算定シートをご覧ください。	6/7	
2	いつの確定申告書類（写し）を提出するのでしょうか。	選択いただいた参照月（令和2年5月又は令和元年5月）の売上高を含む確定申告書類（写し）をご提出ください。また、5月単月の売上高が確定できない場合で、年間（年度）の売上高を元に1日当たりの売上高を算定する場合も同様に対象年度の確定申告書類（写し）をご提出ください。 なお、第4期（大阪市内）で同じ事業年度の確定申告書類の写しを提出している場合、本申請では省略することができます。 募集要項P7、P13、P17、P18、算定シートをご覧ください。	6/7	
3	確定申告を行っていますが、紛失してしまって提出できない場合は、どうしたらいいですか。	税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出してください。（閲覧サービスについては、 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf を参照いただき、税務署でお手続きをしてください。） 令和2年5月又は令和元年5月の売上高を確認するため、必ず提出が必要です。	6/7	
4	直近の確定申告を郵送申請したが、控と返信用封筒を同封し忘れ、手元にある控に受付印がありません。どうしたらいいですか。	税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出してください。（閲覧サービスについては、 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf を参照いただき、税務署でお手続きをしてください。） 令和2年5月又は令和元年5月の売上高を確認するため、必ず提出が必要です。	6/7	
5	確定申告を電子申請しましたが、電子申告の「受信通知」が手元にない場合、どうしたらいいですか。	電子申請の場合は、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるものについては、「受信通知」の添付は不要です。	6/7	
6	確定申告を税理士事務所等を通して申請したため受付印がないが、どうしたらいいですか。	税理士の印や税理士事務所の電子申告済みの押印があれば、税理士が申告手続きをしたものとみなし、「受付印」があるものと同じ取り扱いとします。	6/7	
7	個人事業主で事業所得が38万円以下で、税務署から必要ないと言われています。確定申告をしていないが、どうしたらいいですか。	住民税申告書の写し（受付印のあるもの）を添付ください。令和2年5月又は令和元年5月の売上高を確認するため、必ず提出が必要です。	6/7	
8	個人事業主で令和3年1月1日以降に開業、または法人において最初の事業年度を迎えていない場合はどうしたらいいですか。	個人の事業主様におかれては、開業届の控えの提出をお願いします。法人の事業主様におかれては、法人設立設置届出書の控え又は発行3か月以内の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の提出をお願いします。	6/7	
9	「開業届の控え」を紛失等の理由で用意できない場合、他の書類で代用することは可能ですか。	営業実態を確認するために必要な書類です。所管の税務署にご相談ください。	6/7	
10	個人事業主ですが、開業届の提出を行っていない場合はどうしたらいいですか。	令和3年1月1日以降の開業で開業届の提出を行っていない場合は、開業届の提出を行ってください。	6/7	

■提出書類（飲食部門の売上が分かる書類 ※帳簿）について ※「売上高方式」または「売上高減少額方式」の場合のみ提出が必要です。

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	令和2年5月または令和元年5月の店舗の売上が分かる帳簿等の提出は必須ですか。	支給単価（1日当たりの支給額）を4万円として申請する場合提出は不要ですが、それ以外の方は提出必須です。合わせて該当の「算定シート」も提出してください。 募集要項P7、P17、P18、算定シートをご覧ください。	6/7	
2	店舗の売上が分かる帳簿等とはどのようなものを提出すればいいですか。また、売上のほか、経費も含まないといけませんか。	申請いただく店舗毎の飲食部門の売上が確認できるものを提出してください。なお、経費を含んでいなくても構いません。 例）試算表、売上台帳、出納帳等	6/7	
3	売上高減少額方式の場合、令和3年5月の売上が0であれば、何を提出すればよいですか。	売上が0（ゼロ）とわかる帳簿等の写しを提出してください。	6/7	
4	売上高方式の場合、参照月のみの帳簿を提出すればよいのでしょうか。	参照月（令和2年5月または令和元年5月）の帳簿のみご提出ください。なお、年間（年度）の売上高に基づき、協力金の支給単価を算定する場合は、年間の売上がわかる帳簿（12カ月分）の提出が必要です。また、審査の過程で追加で書類提出をお願いすることがあります。	6/7	
5	売上高減少額方式の場合、参照月及び令和3年5月の帳簿を提出すればよいのでしょうか。	参照月（令和2年5月または令和元年5月）と令和3年5月の帳簿をご提出ください。なお、年間（年度）の売上高に基づき、協力金の支給単価を算定する場合は、年間の売上がわかる帳簿（12カ月分）の提出が必要です。また、審査の過程で追加で書類提出をお願いすることがあります。	6/7	
6	令和2年5月1日以降に開店した場合は、どの帳簿を提出すればよいのでしょうか。	○売上高方式の場合 開店月から令和3年4月までの任意の月の帳簿をご提出ください。なお、開店日から令和3年4月30日までの総売上高を日数で割って1日当たりの売上高を算定する場合は、期間中の売上がわかる帳簿の提出が必要です。 ○売上高減少額方式の場合 開店月から令和3年4月までの任意の月の帳簿と、令和3年5月の帳簿をご提出ください。なお、開店日から令和3年4月30日までの総売上高を日数で割って1日当たりの売上高を算定する場合は、期間中の売上がわかる帳簿と、令和3年5月の帳簿の提出が必要です。	6/7	
7	確定申告時に作成した帳簿では、店舗毎の売上の記載がありません。どうしたらよいのでしょうか。	売上帳簿やレジの日計表、会計伝票などに基づき、申請する店舗の売上高を集計してください。売上帳簿等を調べてもそれが分からない場合は、確定申告書類の売上高を店舗数で割って、申請店舗の年間売上高を算出し、それをその年の日数（365日又は366日）で割って、1日当たりの売上高と見なすことができます。	6/7	

■提出書類（営業実態の確認）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	店舗所在地が記載されている3ヵ月以内の光熱水費の検針票、請求書、領収書が無い場合、代わりとなる書類はありますか。	申請店舗の固定電話の請求書の写し（令和3年5月が使用期間のもの）、店舗名・所在地が記載されている、おしぼり・食料の納品書及び請求書（概ね3ヵ月以内）、申請店舗に係る直近の家賃の請求書又は領収書写し等を提出ください。	6/7	
2	申請者と光熱水費の契約者が異なる場合どうしたらいいですか。	申請者・契約者両者連名（自署）の名義が異なる理由を記載した理由書（ https://www.pref.osaka.lg.jp/keiishien/kinkyujitai/yoshiki-5ki.html ）を提出してください。ただし、理由書を提出していただいても、追加で資料の提出を求める場合や不支給となる場合もありますのでご了承ください。	6/7	
3	賃貸借契約書の写しが必要な場合、すべての部分が必要ですか。	下記の内容がわかる部分をすべて提出してください。 ①貸主・借主 ②休業期間に対応する契約期間（自動更新の場合はその条項） ③対象物件（専有面積・建物の名称・所在地） ④契約者の住所、署名捺印（又は記名押印）が確認できる部分	6/7	

■提出書類（その他）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	本人確認書類の写しが提出書類になっていますが、法人で申請する場合も、本人確認書類は必要ですか。	法人の場合は、代表者の本人確認書類の写しを提出してください。	6/7	

■申請手続き（オンライン・郵送共通）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	申請手続きを教えてください。	「第5期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」を令和3年6月7日に大阪府HP (https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/index.html) で公表しています。まずは募集要項をご覧くださいませようお願いします。	6/7	
2	申請期間を教えてください。	申請期間は、令和3年6月8日（火曜日）から7月19日（月曜日）までです。郵送の場合は、当日消印まで有効です。（令和3年6月7日以前又は7月20日以降の消印は申請期間外のため受けとることができません。）オンラインの場合は、7月19日（月曜日）午後11時59分までに申請完了（申請データの送信を完了）してください。	6/7	8/11
3	申請方法を教えてください。	原則、オンライン申請となります。郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。	6/7	
4	申請は店舗ごとですか、事業者単位ですか。	申請は店舗単位となります。	6/7	
5	令和3年5月10日に閉店しました。オンラインで申請できますか。また、申請書類についても教えてください。	郵送で申請してください。令和3年4月25日から5月30日までの間に閉店した場合は、オンライン申請ができません。申請書類については、閉店の場合には、その確認のために、閉店日を確認できる写真等も必要です。詳しくは、募集要項P13、P19、P20をご確認ください。	6/7	
6	令和3年5月15日に新規開店しました。オンラインで申請できますか。また、申請書類についても教えてください。	郵送で申請してください。令和3年4月26日から5月31日までに開店した場合は、オンライン申請ができません。申請書類については、開店の場合には、その確認のために、開店日を確認できる写真や店舗の内観写真、店舗としての実績を証する書類（店舗の運営権を確認する書類、開店準備を確認する書類、開店日から1か月の営業実態を証する書類、通常の営業時間がわかる資料）も必要です。詳しくは、募集要項P13、P19、P20をご確認ください。	6/7	
7	申請後に、追加資料を要求されることはありますか。	追加資料の提出を依頼することがあります。審査において、営業実態などの支給要件を確認する必要がある場合には、事務局から追加書類の提出についてご連絡させていただきます。なお、要件を満たしていることが確認できない場合は支給対象とはなりません。	6/7	

■申請手続き（オンライン）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	協力金のオンライン申請の利用方法を教えてください。	大阪府行政オンラインシステムについて、お問い合わせの多い質問をまとめている「よくあるご質問」があります。参照いただきお手続きをしてください。 (https://lgpos.task-as.jp/cu/270008/ea/residents/portal/faq)	6/7	
2	「手続きが完了しました。」というメールが届きました。協力金はいつ入金されますか。	手続き完了から10日以内の入金を予定しております。	6/15	

■申請手続き（郵送）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	郵送申請の流れを教えてください。	郵送申請の場合は、申請に必要な書類を全て揃えて、他の店舗の申請書類と混同しないよう店舗単位に分けてクリアファイルなどに入れ、レターバックライトに同封のうえ、郵送してください。	6/7	
2	募集要項はどこで入手できますか。	大阪府HP (https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/index.html) からダウンロードください。また、府内市区町村、大阪市各区役所、大阪市サービスカウンター（梅田、難波、天王寺）、府内商工会・商工会議所、大阪府府民お問合せセンター、等で配架予定です。	6/8	
3	既に大阪府営業時間短縮協力金（第1期～4期）を郵送で申請している場合、申込番号はどうすれば調べることができますか。	第1期から第3期の申込番号については、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（06-6210-9525）までお問い合わせください。第4期の申込番号については、大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンター（06-7166-9987）までお問い合わせください。	6/7	
4	申請が完了したことは、何をもって確認することができますか。	郵送申請の場合は、申請者が確認することはできません。レターバックライトの追跡番号から到着した日時をご確認ください。	6/7	
5	審査状況を確認することはできますか。	大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンター（06-7166-9987）までお問い合わせください。	6/7	
6	申請内容に不備がある場合は、どうなりますか。	申請書にメールアドレスを記載いただいた場合、申請内容に不備がある旨のメールを送信します。（不備内容の通知はメールで行いますので、必ずメールの確認をお願いします。）お送りしたメールに記載のURLにアクセスしていただき、不備理由等をご確認の上、必要となる修正や不足資料を添付し、再申請してください。修正が必要な内容にご不明な点等がある場合や再申請フォームによる提出が困難な場合は、大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンター（06-7166-9987）までお問い合わせください。申請書にメールアドレスの記載がない場合、内容によって、一部または全ての書類をレターバックライトのご依頼主欄に記載の住所に返却することがあります。返却後、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、全ての書類を再度、レターバックライトで郵送してください。	6/7	
7	支給決定時には連絡がありますか。	郵送申請の場合で審査が完了した際には、文書でお知らせします。	6/7	

■協力金の支給について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	審査の結果（支給・不支給）はどのように通知されるのですか。	審査の結果、協力金を支給する決定をした時は、登録いただいた金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。郵送申請の場合は、併せて文書でお知らせします。協力金の不支給を決定をした時は、オンライン申請の方にはシステムにより通知します。郵送申請の方にはレターバックライトのご依頼主欄に記載の住所に不支給に関する通知を郵送します。	6/7	
2	登録した金融機関口座には何という名義で振り込まれますか。	「府・時短協力金申請事務局（フ・ジタンキョウリヨクキンシンセイジムキョク）」です。審査を終えた店舗ごとに、申請者の金融機関口座に振り込みます。	6/7	
3	大阪市の上乗せ協力金は、同時に振り込まれますか。	大阪府の協力金とは別々に振り込まれます。詳細については、大阪市営業時間短縮協力金コールセンター（06-6655-0711）にお問い合わせ下さい。	6/7	

■申請書類の事前確認について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	大阪府はなぜ事前確認を行うのでしょうか。	無料で「書類の確認や相談」を実施することにより事業者の申請をサポートし、申請書類の不備をなくすことで、審査をスムーズに行います。	6/8	
2	専門家等による無料の申請サポートを受けられる対象事業者を教えてください。	大企業を除く法人及び個人事業主が対象となります。	6/8	
3	事前確認はどこで実施していますか。	お近くの行政書士事務所（大阪府行政書士会に登録した者のみ）、各地域の商工会・商工会議所（一部を除く）において実施しています。詳しくは大阪府HP（ https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html ）をご確認ください。	6/8	
4	第4期大阪府営業時間短縮協力金も事前確認の対象となりますか。	申請者が希望する場合、第4期大阪府営業時間短縮協力金についても、事前確認を受けていただくことが可能です。	6/8	
5	事前相談を受けるにはどうすればよいですか。	大阪府HP（ https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html ）で実施機関を確認いただき、必ず事前に電話予約を行った上で事前確認を受けてください。予約をせずに、実施機関を訪問することは、絶対に行わないでください。	6/8	
6	近くの商工会議所が事前確認の対応をしていない場合はどうしたらよいですか。	事前確認は行政書士事務所（大阪府行政書士会に登録した者のみ）においても実施しております。連絡先は大阪府HP（ https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html ）をご確認ください。	6/8	
7	事前確認を無料で依頼できる専門家は、大阪府のホームページや大阪府行政書士会のホームページに掲載されている行政書士、商工会・商工会議所でなければならないのですか。	大阪府HP（ https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/jizensoudan.html ）に掲載のない機関は、本制度による無料の事前確認の対象外となります。	6/8	
8	専門家等に相談しないと協力が支給されないのでしょうか。また、専門家等の事前確認を得ないと審査で不利になることはありますか。	本協力金の申請が円滑に行えるよう、また申請書類の不備をなくすことで、審査をスムーズにできるよう、専門家等による申請書類の事前確認制度を実施しております。専門家等による事前確認がなくても申請は可能ですが、審査において書類に不備等があれば、支給までに時間を要することになりかねないので、事前確認をご活用ください。	6/8	
9	専門家等への相談費用はいくらですか。	申請書類の事前確認に要する費用は無料です。ただし、代行申請など、申請書類の事前確認以外の業務を専門家に依頼した場合は、申請者の負担となりますので、ご注意ください。	6/8	
10	専門家等への事前確認とは具体的にどのようなことですか。どのような書類を準備して臨めばいいですか。	申請要件を充たしているか、添付書類が十分かなどを専門家等に確認いただきます。申請書類一式を用意の上、事前確認を行うようにお願いします。	6/8	
11	専門家は、事前確認のために店舗まで来てくれますか。	事前確認の実施場所は専門家等が指定する場所で実施いたします。	6/8	
12	専門家等の事前確認は、対面相談ではなく、PDFやFAXなどでのやり取りでもよいですか。原本は必要ありませんか。	原則、対面により申請書（原本）を確認いたします。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のために、専門家等が別の方法を指定する場合はこの限りではありません。	6/8	
13	申請書提出後、申請書類に不備があった場合に専門家等に連絡してもらうようにすることはできませんか。	申請書類の事前確認は専門家等にさせていただきますが、申請書類の提出は申請者に行っていただきますので、提出後、書類に不備があった場合の連絡等は申請者あてにさせていただきます。	6/8	

■協力金（その他）について

	質問内容	回答内容	掲載日	更新日
1	協力金は課税対象ですか。	協力金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上していただく必要があり課税対象となります。協力金を受給された場合、確定申告の申告漏れをすることがないようにご注意ください。ただし、必ずしも納税額が生じるものではありません。確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照ください。 https://www.nta.go.jp/index.htm または、最寄りの税務署にお問い合わせください。	6/7	
2	協力金を申請した場合、申請店舗名称（店舗名又は屋号）・所在地（市区町村及び行政区名まで）は公表されますか。	要請にご協力いただいた事業者としての公表を予定しております。	6/7	
3	大阪府大規模施設等協力金のテナントである飲食店で、第5期協力金の要件を満たしている場合、両方に申請可能ですか。	第5期営業時間短縮等協力金の要件に合致する店舗の場合は、第5期協力金に申請していただくこととなります。該当しない店舗で、大規模施設等協力金の要件に合致する場合には、大規模施設等協力金に申請していただくこととなります。両方の受給はできません。	6/7	
4	協力金は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業ですか。	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業です。	6/7	
5	協力金の申請を取り下げたい場合、どうしたらいいですか。	オンライン申請の場合、マイページの申請履歴一覧から取り下げ手続きを進めることができます。郵送申請の場合、大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンター（06-7166-9987）へご連絡ください。取り下げの手続きについてご案内いたします。	6/15	